

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 9番の内海和子でございます。完全無所属、住民派でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずもって今回の選挙で振り返り、3期目を迎えることができましたことを住民の皆様にご挨拶申し上げます。このことはもう一度議員として働いてほしいという支持者たちからの切実な思いと受けとめております。少子高齢の時代となっておりますが、いま一度まちづくりの原点に戻り、女性の視点で、また年配者の視点で、生活者の立場に立ち、発言していきたいと考えています。だれもがこの境町で自分らしく生きられるようサポートしていくのが行政であり、それをチェックするのが議会であります。私は住民の皆様とともに考えながら、よりよいまちづくりに貢献したいと考えているものです。

そこで、第1の質問は、まちづくりについてでございます。この4年間、私は2期目に入った野村町政を傍聴席から拝見してまいりました。議会のほとんどの期間は、JT跡地問題で占められ、住民としてはまことにわかりにくい経緯でありました。百条委員会での事実も議会だよりに報告しただけにとどまったようです。このような議会との対立の中での町政も大変であったと推察いたしますが、一住民としては町長のまちづくりへの明確な姿勢は見えませんでした。

思えば4年前、議会の解散までして合併できなかった責任を議会人はとりました。しかしながら、合併推進を唱えていた町長は、その責任を報酬カットで済ませました。私はその時点で町長と同じく合併を推進していましたので、まずは町長がリコールされるべきと考えておりましたから、その成り行きには正直驚きました。振り返ってみますと、当時の合併反対運動は、合併の調印書類ができていたまに2週間前になって、一部の住民の方が署名簿をつけての要望書から始まりました。当時合併の推進委員を任せ、当時の岩井市や猿島町との議員方と打ち合わせなどをしていました私にとっては、まことに驚くべき成り行きでした。そして、合併派と反対派に分かれてのチラシ合戦、資料合戦は皆様がご存じのとおりです。その後、1年のうちに2回も住民投票をするという前代未聞の境町となりました。

そうした状況の中で、私はいかに議会と住民が乖離していたかを思い知らされました。そして、この原因は、私たち議会人も町執行者も説明責任をしっかりと果たしていなかったからではないかと思った次第です。

そこで、伺いますが、合併破綻と同時に、単独行政へとかじを切り直した野村町政の「水と緑とふれあいの町 さかい」のまちづくりはどうなっているのでしょうか。また、町長はこの町はどんな町にしていきたいのでしょうか。小さくともきらりと光る町となっていくのでしょうか。その方向が私には見えませんので、ご説明をお願いいたします。

次に、そのまちづくりの方法として、私は住民が主役のまちづくりを推進すべきと考えています。現在定年を迎える退職者数は年々多くなると考えられます。この方々の現役時代の経験を生かさないほうはありません。傾聴に値する意見が出ることでしょう。町の審議会、協議会、委員会等に公募枠は取り入れているのでしょうか。取り入れているならば、その割合はどのくらいなのでしょう。

また、特に女性の登用は図られているのでしょうか。子供を産み育てた経験を持つ女性たち、あるいは定年を迎えた女性たちならではの発想は、男性方にはないものがあります。人口が少なくなる時代にあっては、男性も女性もともに協力し合うのが住みよいまちづくりには欠かせません。何よりも日本国

政府が重点策としている男女共同参画にふさわしい行政のあり方でもあります。各審議会、協議会、委員会等での女性たちの参画率はどうなっているのでしょうか。また、その割合については、平成16年度に策定されました「さかい男女共同参画プラン」には30%と明記してありますが、その後5年たっている今、進んでいるのでしょうか。

第2の質問は、選挙についてでございます。このことは次回の選挙に生かしていただきたいと考えての質問です。

まず、今回初めて候補者全員の公報紙が発行されました。これは10年前、私が初当選後の最初の一般質問がきっかけで実現したことであります。当時の隣町、三和や総和で既に実行されていたことが印刷が間に合わないという理由で公報紙は発行されていなかったのです。選挙時に公報紙もなく、どうやって議員を選ぶのか、まことに不思議であったものです。当然新人にとっては大変な努力が強いられるわけです。

そこで、私はこの選挙のあり方自体変えていかないと、よりより町にならないと考え、最初の立候補を決意したのですが、やはり難しいことでした。しかしながら、5回の選挙を通して一貫して貫いたのは、お金をかけないボランティア手づくり選挙です。終始選管を通しての遵法精神でやり通しました。こうした選挙のあり方自体を変えることが、この地域をよりよい地域にしていくものと信じています。

今回はその選挙のあり方に加え、公報紙の発行という手段が加わり、境町始まって以来の画期的な選挙となりました。当たり前のことが10年たってやっとという思いはありますが、本当によかったと思っています。その結果として、14名中3名の新人の参加、3名の元職復帰が実現したのではないのでしょうか。今後選挙のたびに公報紙がさらに定着すれば、もっと新人も出やすくなり、住民にとっても選択肢が広がり、さらに選挙自体も進化して、民主的な地域づくりができるものと期待できます。この公報紙発行に当たり、尽力された職員のご苦勞もあるとは思いますが、部数や配布方法は適切であったのかお聞きします。

次に、ポスター掲示箇所ですが、役場から出された地図では、到底場所はわかりません。意外に人目につかないようなところであったり、名称が個人宅名であったりと、ポスター張りの方はいつも苦労しているようです。私も5回選挙をしておりますが、最初のときから全く同じ表示で、家の庭、たたずまいが変わってきているにもかかわらず、一向に見直しはしていないようです。そろそろ見直す時期ではありませんか。

また、前にも質問いたしましたが、体の不自由な方用に投票所のバリアフリー化はなされたのでしょうか。私の該当投票所では見受けられませんでした。さらに病氣入院中でも、あるいは施設に入っている、その施設長が取りまとめて投票できるシステムがあると思いますが、そうした手続があることなどは周知徹底されているのでしょうか。

最後に、今回選挙に入ってから失格になった候補者がいましたが、事前に書類の審査があるのですから、少なくとも告示当日にはできなかったのでしょうか。数十票ということでしたので、各候補者には余り影響はなかったとは思いますが、数票の差で落選している方もいます。その方々にとってはすっきりとはしなかったのではないのでしょうか。今後このようなことのないよう町なりの規則なり、条例なりはつくれないのでしょうか。議員の質を高めていくことも今後のまちづくりには欠かせないものと思いますので、町当局のお考えをお聞きします。

第3の質問としましては、施設利用に関してでございます。町なかにあります境町中央公民館は、各種講座や自主グループの活動拠点であり、またカラオケや踊りや民謡などのチャリティーショー、そして各種講演会など本当に多く使われています。生涯学習の場として、文化の拠点としてなくてはならない施設であります。ところが、その利用者たちが高齢化してきているせいもあり、お手洗いに洋式を取り入れてほしいという声が聞こえます。そうでなくとも、最近の家屋のほとんどは洋式ですし、役場庁舎等は既に温水便座となっています。足の不自由な方や高齢者のために洋式に取りかえるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。高齢者や身障者に優しいということは、ほかの方にとっても優しいはずです。ぜひご検討をお願いします。

第4の質問としましては、健康診断の申し込みについてでございます。境町では各種の健康診断が町の補助で受けられ、住民の健康に関しましては、大変よい福祉政策となっております。これは私が体験したことです。過日町のお知らせ版に人間ドックの補助と申し込みができる旨を知り、出かけました。1カ月間受け付けるとなっていたのですが、受け付け開始日の9時近くに行きました。既に役場ロビーはいっぱいで、整理カードが配られていました。定員は150名と聞いて、140番くらいでしたから、何とか入れるかと思って待っていましたところ、3時間近く待って、「脳ドックのみはもういっぱいになりました」と言うではありませんか。確かに3種類のドックがありましたが、であるなら初めから3種類に分けて受け付けしてくれればいいものを、何と無駄な時間を過ごしてしまったことでしょうか。

過日その健診の話が出て、やはり1カ月あると思って午後行ったところ、既に締め切ったと聞き、それなら無理しても午前中に行くのだったとその方は言っていました。年齢を重ねてきますと、健康がとても気になります。こうした措置がされることは大変ありがたいのですが、もう少し合理的で、親切な受け付け方法があったのではありませんか。初めてのケースであっても、さまざまなことを考えて対処するのが公務というものではありませんか。説明を求めます。

以上、4項目の質問に対して誠意あるご回答をお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問事項1の1点目、どういう町にしていきたいかについての答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 内海議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

質問内容につきましては、通告書のとおりでありますけれども、その前段の話がありましたので、私もその前段について申し上げさせていただきます。こう思います。

町長が当然合併失敗したからリコールをされるのが当然だったと、こういうお話を、報酬カットだけで済ませてしまったと、こういうことをおっしゃいましたけれども、私はリコールもされませんでした。さらにその後、ちゃんと選挙を受けて、選挙の審判を得て町長になっております。したがって、おっしゃったことについては私としては非常に不愉快そのものであります。なぜ報酬カットだけで合併の責任を逃れたかと言われること自体が不愉快であります。

○9番（内海和子君） それは私の思いですので……

○町長（野村康雄君） いや、思いでも公式の場で言っているのですから、私にも言わせていただきたいというだけのことです。

それでは、まちづくりについてお答えをさせていただきます。私がどういう町にしていきたいのかということでもありますけれども、これはやや7年を経過いたしました。一貫して選挙のときも訴えてまいりました。子供が安心して産めて、安心して育てられて、そして安心して年がとれる、年とっても安心できる、こういうまちづくりを目指しております、基本的には。これが私の基本的なまちづくりの課題と思っております。私が就任してから第四次境町総合計画及び同後期基本計画を策定いたしております。平成15年から24年度までを計画期間とする基本構想につきましては、当時の議会や住民の方々のご意見をお聞きしながら作業を進め、最終的には地方自治法の規定によって議会の議決をいただいて、作成をしたところでございます。

この基本構想の中で、私は町の将来像を「安心・安全・安定」の3つをキーワードに集約をいたしております。「安心」とは、だれもが先ほど言いましたとおり、思いやりとふれあいに満ちた環境の中で、健康で生きがいのある生活を送れる町を実現すること。「安全」とは、防災、防犯、公害、環境の保全などを進め、だれもが安らかに暮らせる町を実現すること。そして、安定とは、豊かな自然環境や立地条件を生かしながら、産業の育成を図り、活気あふれる町を実現することを目指しております。これらを基本として総合計画を策定してまいりました。

また、この基本構想と同時に、5年間の基本計画といたしまして、具体的な施策の方向を策定しまして、目標達成に向けて努力をしているところでございます。

ご承知のとおり、行政需要は増大して、多様化しております。地方分権や税源移譲など地方行政の担う業務は、正直申し上げまして、現在はふえ続けているというのが状態であります。もともとの自治体の業務は極めて多岐にわたっており、住民の皆さんが安心して生活が送れるようさまざまな施策を実行することこそが自治体行政の役割であると、このように考えております。しかしながら、社会経済情勢の急速な変化、財政的な制約、これから逃れることはできません。経費の節減や行財政のスリム化になお一層努め、限られた財源を有効利用することが求められており、その時々需要予測に基づいて優先順位を定め、各施策を実行することが必要になってまいりました。

平成21年度の予算編成時における重点施策といたしましては、「住民福祉の増進」、「農業の振興と商工業の育成」、「都市基盤と生活環境施設の整備」、「教育文化施設の充実」の4点を基調として、健康管理の支援事業、高齢者、障害者福祉対策事業、少子化対策事業、道路網の整備事業、義務教育施設の整備事業等を重点事業としております。

今の境町に必要な施策は、少子化、高齢化に対応した福祉、教育分野の施策を重点として進めつつ、将来を見据えて安定的な財源確保、雇用の確保を図ることで活気あふれる境町をつくることであると考えております。そのために、先ほど申し上げましたように、「住んでよかった」、「住んでみたい」というまちづくりをすることが私に課せられた使命であると、このように考えております。先ほど申し上げましたように、私は常に住民の皆様と事あるごとに話をさせていただいております。どういう町だといえますと、先ほど申し上げた基本をもとに、まず一番力を入れなくてはいけないのは、子育て支援を重点とした福祉、教育、これが最も今求められていることであろうと思います。将来不安のいわゆる年金問題等は、これ国の問題でありますけれども、町としてもやっぱりこういうものの施策にしっかり取り組んでいかなければいけないと。教育問題、子育て問題、そしてさらには住民住環境の整備、これは皆さんの住む住環境の整備というのも大事なことであろうと思っております。しかし、これは町がすべ

てをやろうとしても、限られた財源であるわけですから、なかなか難しいことは事実であります。したがって、私はまず皆さん家庭を、家族をしっかりとくださいよと、家庭を皆さんが守ることによって地域はよくなります。地域がよくなれば町がよくなります。企業や個人がよくならずして町だけがよくなるということはないのです。これは税収で町は運営しているわけですから、その限られた税収の範囲内でできることを精いっぱいやっていくということが大事なのですよということを事あるごとに町民の皆様方に訴えさせていただいている現況でありますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） そのようなことはいつも私もお聞きしておりますので、わかっているつもりでございます。

それで、子育て支援については、いろいろとなされているので、とても評価しております。しかしながら、私が今ここに質問したのはどういうことかということ、やっぱり特徴のある町という意味で、例えば私はこういうことを考えているのですけれども、ここはやっぱり優良な農地がいっぱいありますので、農業のものを生かすのだ。例えば有機農業をやって、それを例えば道の駅とか、どなたかもおっしゃっていましたよね。ブランド化するというのはとてもいいことだと思いますけれども、そういった方向性を私はちょっといいのではないかなという考えも私にはありましたので、何かそういったものをお聞きできればよかったかなと思います。ぜひそういう方向で農地を生かしたやっぱり何といても茨城県内は農産地ですので、やっぱりその辺のところを、豊かな土地がありますので、ぜひお考えいただいて、私などが求めますのは、やっぱり有機、安全な食品なのです。だから、町長もよくおっしゃっておりますその安全・安心という中に、その安心な食べ物というのも入ると思いますので、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいなと私は思っております。あとは結構です。

○議長（木村信一君） 次に、2点目のそのためには、住民参加の考え方が大事と考えるが、公募など取り入れているのかについて答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（齊藤 進君） それでは、私から内海議員さんの2点目につきましてご答弁を申し上げます。

次に、そのためには、住民参加の考え方が大事と考えるが、公募など取り入れているのかでございませぬけれども、地方分権時代を迎えまして、政策立案や事業の実施など、まちづくりの多くの分野において、住民の意見を反映させるための手法を取り入れることが今求められております。

また、今後のまちづくりを進める上で、まずは行政の役割分担の見直しも必要になってまいります。これまで行政が主体となって行ってきたまちづくりの手法には限界がございまして、地域の住民の皆さんがまちづくりをみずからの問題としてとらえ、その課題を解決する活動に参加をする動きを広めていただくとともに、行政の透明性の確保や住民と行政の信頼関係を築くことなどが重要であると考えております。そのため、住民参加の手段の一つとして、従来全世帯に町長への手紙を配布をいたしまして、「地域づくり私の提案」として、さまざまなアイデアや提言等の把握に努めるなど住民の意見や要望を

政策決定や計画策定に反映させる取り組みを進めてまいりました。

また、ホームページを充実させることによって、行政情報の迅速な公開に努めるとともに、同時にパブリックコメント制度を導入をいたしまして、住民の皆様の意見を政策に反映させるよう機会もふやしてございます。

さらに、審議会などへの公募につきましても、必要に応じまして、それぞれの担当課で取り組んできております。最近では、境町次世代育成支援地域対策協議会委員を福祉課で募集しております。住民皆さんの主体的な取り組みによって、今後もより一層行政への住民参加が促進をされ、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりが前進をするものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 「まちづくりは人づくり」と言われて久しいわけでございますけれども、それにはやっぱり住民の参加がもう大事と、それで今ホームページその他パブリックコメントとかいうことで、ある種募集しているところもあるというお話でございますけれども、これはいろんな例えば過去に県の人づくりの研修などに行かれた方いっぱいいると思うのです。そういう方に何か声かけるというような、そういうことはやられていないのでしょうか。

例えばどうなのかといいますと、青年の船とか青年の翼、ハーモニーフライト、古くは女性リーダー研修と私なんかも行ったのですけれども、あるいは県西地区地域づくり委員会など、いろいろあるわけなのですけれども、そういう方たちがせっかく県の官費を使って研修してきましたので、そのことをやっぱり地域に生かすというのがその方たちの使命であると思うのですけれども、そうした方たちへの呼びかけとか、何かその推薦とか、そういうのをしていることはあるのでしょうか。それから、公募枠どのぐらいとっているのかということをお聞きしていませんでした。割合としてどのぐらいですか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） それでは、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

研修等におきまして、過去の例えば県とか、そういった従来研修制等々によりまして、従来その培ってきた経験をいかにこの町の中で生かしたらいいかなものかというふうなご提言でございますけれども、当然今後のまちづくりにおきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げておりますとおり、住民の参画というのが非常に大きなキーポイントになってくるだろうと、こういうふうにご考えておりますので、今後の具体的な例えば公募、住民参加の考え方を公募等々についても、具体的にはまだ公募としてやるべきのもの、あるいは従来のやり方でやっている、いわゆる充て職等の問題もございまして、その辺につきましましては、町としても今後早急に整理検討をまいっていきたいというふうには考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

それと、先ほどの申しわけございません。公募の率でございませうか。公募の率につきましましては…

○9番（内海和子君） 率という、委員会で何人とか、大体……。

それと、委員会、どういう委員会が公募されているか。今おっしゃったものは次世代云々ですか、ほかにもあるのでしょうか。

○総務部長（斉藤 進君） 申しわけございません。公募のこの率でございますが、これにつきましては、まことに申しわけございませんが、現在のところ把握はしてございません。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 公募率等はどのくらい、どのくらいというか、公募を余りしていないということなので、データが出ていないのではないかなと私は思います。ぜひ公募枠を必ずいろんな委員会入れていただきたいと思うのです。特に女性の委員は。この次でした。ちょっと済みません。ちょっと混線してしまいましたけれども、入れていただきたいなと思っておりますので。例えば男女共同参画推進委員会というのあると思うのですけれども、その中なんかは私はいつも公募をお願いしていたのですけれども、なかなか公募はされていなかったようで、これはもう随分たちますので、やっぱりそういう関心のある方はいっぱいいるのではないかなと私は思います。参画とおっしゃるのでしたら、ぜひ参画させるような方向で検討していただきたいなと思っております。

先ほども繰り返しますけれども、さまざまところで研修を重ねた人たち、いっぱいいるはずなのですよね。そういう方たちの参加をぜひお願いしたいということと、先ほど質問の中に入れましたけれども、やっぱり退職されて、おうちに時間的余裕のある方、でも、いろんな体験を持っている方、いろんなノウハウを持っている方いっぱいいらっしゃると思います。それはやっぱりもったいないと思うのです。やっぱりみんなで町をつくっていく。全員参加のまちづくりというのが私は理想としているわけですけれども、全員というのは、やっぱり若い人もお年寄りも、それから体の不自由な方もみんなということでございます。そういうみんなでつくっていく、それが本当のまちづくりではないかなと私は思いますので、ぜひその公募枠は必ず設けていただくようお願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁は結構ですか。

○9番（内海和子君） お願いします。

○議長（木村信一君） 総務部長。

○総務部長（斉藤 進君） お答え申し上げます。

公募枠につきましては、十分に検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 次に移ってよろしいですか。

○9番（内海和子君） はい。

○議長（木村信一君） 次に、3点目の特に女性の登用は進んでいるのかについて答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 斉藤 進君登壇〕

○総務部長（斉藤 進君） それでは、3点目でございますが、特に女性の登用は進んでいるのかでございますが、境町ではご存じのように、「さかい男女共同参画プラン」を策定をいたしまして、男女がともに生き生きと暮らせる社会づくりを目指して行政運営を進めております。このプランの中で、審議

会委員への女性登用目標を30%に掲げまして、今努力しているところでございますが、現在のところ10%程度にとどまっております。今後はこのような指標の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） その女性の登用を30%にするというのは、この計画によりますと、24年度までですか、あと3年ぐらいしかないと思うのですけれども、その3年ぐらいの間にそれではどのようなことをしてふやすつもりなのでしょうか。

○議長（木村信一君） 総務部長。

○総務部長（斉藤 進君） 具体的には、今後の先ほどの公募の枠の問題も含めまして、具体的に検討していく中で努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 具体的にいつとか、何かどういう方法かと聞けなくて、本当に残念なのですけれども。

それから、もう一つは、女性の登用する場合、ほとんど母の会とか、婦人会とか、そうしたものの中からは多いと思うのですけれども、やっぱりそうでなくて、公募していただく、あるいはまた先ほど申しましたハーモニーフライトとか、女性リーダー研修などに出られた方いっぱいいますので、そういう方を登用していただく、そういう方向をお願いしたいと思います。でも、何よりも公募枠をまずつくっていただくのが一番でございますので、それは必ずどういう場合でも、委員会、いろんな委員会あるのですけれども、お願いしたいなと思います。多分女性にふさわしくない委員会というのはそうないと思うのです。やっぱりいろんな意味で、例えばこの地方文化財保護審議会など女性いないようなのですけれども、人数も少ないせいもありますが、これは女性でも十分にいろんなことをやっていけると思いますが、いろんなあります。水道事業審議会ですか、これは私が入ったので、1になるかもしれませんが、そんなことでぜひその女性の力もまちづくりに生かしていただきたいというのが私の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁求めますか。

○9番（内海和子君） 以上です。

○議長（木村信一君） 続いて、質問事項2の1点目、公報紙の発行部数、配布方法は適切であったかについての答弁を求めます。

選管の書記長、鈴木孝君。

〔総務課長 鈴木 孝君登壇〕

○総務課長（鈴木 孝君） それでは、公報紙の発行部数、配布方法は適切であったのかということについてお答え申し上げます。

この選挙公報の発行については、平成21年第1回定例議会におきまして、内海議員さんご質問のとおり、境町選挙公報発行条例が可決されまして、今回の議会議員一般選挙から実施したところでございます。今回は、8,500部を印刷いたしまして、新聞の折り込みにして配布をいたしました。

部数につきましては、境町全域に折り込む場合の必要部数でございまして、配布の方法につきましては、新聞折り込みでは購読者以外には届かないといったご意見もありましたけれども、選挙期間が大変短く、この方法に頼らざるを得なかったというのが実情でございます。また、近隣の自治体のほとんどがこの折り込みの方法を採用しております。

今回が初めての発行でございまして、幾つかの反省点などもありますけれども、今後どのような形で進めていけばいいのか、皆様のご意見等をお聞かせをいただきながら、よりよい方法を考えていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 費用の点は教えていただけなかったと思うのですけれども、費用はどのぐらいかかったのでしょうか。

○議長（木村信一君） 選管書記長。

○総務課長（鈴木 孝君） 費用ですけれども、印刷代が18万9,000円、それから折り込み代が3万9,270円の合計で22万8,270円でございます。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 意外に、それほどかかっていないので、びっくりしたのですけれども、ぜひこれからももちろんやっていただきたいと思います。

それから、この公報紙がだから新聞とっていない方には行かなかったと思うのですけれども、その場合、何か公報紙を直接とりに来られた方ってどのぐらいいますか。

○議長（木村信一君） 選管書記長、鈴木孝君。

○総務課長（鈴木 孝君） 正確な数字はわかりませんが、500部ほど多目に印刷いたしまして、選管に置きました。それから、庁舎のカウンターなどにも置いていましたけれども、直接私どもに問い合わせがあったのは数件程度でございます。いずれにいたしましても、多目に刷りまして、庁舎等には置きまして、便宜を図ったところでございます。

以上です。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） そのもし新聞をとっていない方に関しては庁舎にありますとかいうことをお知らせ版には確かに載っておりましたけれども、何か見ていない方もいらっしゃるようで、やっぱりその辺もうちょっと周知徹底していただけたらよかったかなと思いますけれども、そのほかの方法は考えられませんでしょうか。

○議長（木村信一君） 鈴木孝君。

○総務課長（鈴木 孝君） 今回は暗中模索の状態、初めて取り組んだ公報でございます。今言われましたような購読者以外の方にどのような形で周知するか、次回の公報発行時にはもうちょっと考え、新しい方法を検討していきたい、そのように考えております。あらかじめ例えば広報お知らせ版で、先ほど申し上げましたその余分なストック分をどこの庁舎のどこに置いておくとかそういったことをもう少し工夫していきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

○9番（内海和子君） 結構です。

○議長（木村信一君） 次に、2点目のポスター掲示箇所は、役場からの地図ではわかりにくく、また人目に触れないようなところもあった。見直しをしてもよいのではないかについて答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、鈴木孝君。

〔総務課長 鈴木 孝君登壇〕

○総務課長（鈴木 孝君） 続きまして、ポスター掲示場の件についてご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、適切な地図ではなかったということも私ども反省をしております。議員各位の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをこの場をおかりしまして、おわびを申し上げたいと思います。次回からはもっと大きい地図にして、わかりやすいものを提示させていただきたい、そのように考えております。

実は今回も途中から気がつきまして、つくっていたということでございましたけれども、一気にいろんなことが起きまして、間に合わなかったということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、人目に触れない場所という、そういうご指摘ございましたけれども、私どもにそのような苦情があった場合は、できるだけ近くに適切な場所を見つけるよう、そのような努力を惜しまないつもりでございます。ただし、市街地内の幹線沿道、いわゆる表通りには、実は塀とかブロックが大変少なく、それがないと設置できませんので、どうしても裏通りのほうのブロックフェンスに頼らざるを得ない、そういう状況でございます。その辺のところご理解をいただきたいと思いますが、例えば皆様方からいろいろなそのご指摘をいただいた場合は、必ず最大の努力をするということをお約束をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） その人目に触れないという意味で、私本船町なのですけれども、本船町の掲示箇所は、塀が壊れてしまっていたのです。それなので、奥のほうに掲示されたのですけれども、あそこはわざわざ行かなかつたら、もう絶対見られない場所なのですよ。そのとき思っても、ちょっともう時間がなかったから言わなかったのですけれども、あれはもうことしは選挙があるのがわかっているわけですから、もしそこの壊れた箇所があるのだつたら、その壊れた箇所を直すようにやっぱり要請するなりなんなり、もっと早い時期にさせていただけたではないかと思うのですけれども、そこはいかがでしょ

うか。

○議長（木村信一君） 鈴木孝君。

○総務課長（鈴木 孝君） ご指摘のような問題がないよう、以降気をつけていきたいと思ひます。ご了解いただきたいと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

○9番（内海和子君） 大丈夫です。

○議長（木村信一君） 次に、3点目の投票所のバリアフリー化や入院中の投票のことなどお知らせしたかについて答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、鈴木孝君、

〔総務課長 鈴木 孝君登壇〕

○総務課長（鈴木 孝君） 続きまして、投票所のバリアフリー化や入院中の投票のことなどのお知らせをしたかというご質問にお答えをいたします。

投票所は、各地区の集落センターなどを借用いたしまして設置しております。古い施設などはバリアフリーという観点からはちょっと問題が多いような施設もあるというも現実でございます。このような場合は、例えば段差解消のためのアルミ製のスロープなどもメーカーで用意しておりますので、費用面考慮しながら、できるだけそういったバリアフリー、例えば障害のある方とか、そういった方が投票しやすいような環境を整えることも必要であるというふうを考えておりますので、努力をさせていただきますと思ひます。

それから、余談ですけれども、昨日知事選の担当者会議がございまして、その中でもバリアフリーと、それからできれば土足のまま投票できるような、そういう工夫をしてもらいたいというような要請もございました。これを受けまして、私どもももう少し検討していきたいとは考えております。

それから、入院中にできる不在者投票制度などにつきましても、選挙前の「広報さかい」、それからお知らせ版等で掲載いたしまして、周知を図ってまいりました。そういう努力をしてまいりましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問というのではありませんが、前回は私も4年前ですか、もう大分前言ったことがありますので、それから10年ぐらいたっていると思ひますので、ぜひバリアフリー化並びに今言ったその投票のあり方、不在者投票のほかのあり方、それ周知徹底していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村信一君） 次に、4点目の選挙に入ってから失格になった候補者がいたが、事前にできなかったのかについて答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、鈴木孝君。

〔総務課長 鈴木 孝君登壇〕

○総務課長（鈴木 孝君） 続きまして、失格した候補者についてというご質問にお答えいたします。

ちょっと法解釈の問題がありますので、やや長くなりますので、ご容赦をいただきたいと思ひます。

○9番（内海和子君） 時間がないので、簡潔に。

○総務課長（鈴木 孝君） 簡単でよろしいですか。

○9番（内海和子君） はい。

○総務課長（鈴木 孝君） 相当ありますので。

〔何事か言う者あり〕

○総務課長（鈴木 孝君） では、なぜ受理したかというところでよろしいですか。

○9番（内海和子君） はい。しなければならなかったのか。

○総務課長（鈴木 孝君） それでは、立候補の受け付けについては、次のとおりでございます。

6月16日に選挙長あて立候補の届け出がありました。最高裁の判例などによって、選挙管理委員会と選挙長には候補者となろうとする者の被選挙権の有無を実質的に審査する権限を持っておらず、書類だけの形式審査の権限しか持っていないため、被選挙権のない候補者の届け出であっても、なお受理しなければならない、そのようなことになっております。複数の住民からもなぜ立候補を受け付けしたのかという問い合わせがございましたけれども、このような理由によるものでございます。

また、実質的な審査権を有していない、そのようなことから、当然公表することもできなかったということでございます。

その他もろもろ、選挙長と開票管理者、それから選挙管理委員会という3つの立場で、それぞれ法的な役割とか違っておりました。とりあえず立候補を受け付けざるを得なかったということについては、法令の解釈と、それから選挙長の立場でこのような見解になっております。ご了解いただきたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 簡略にさせてしまって申しわけなかったかもしれないのですが、やっぱり端で見ていると、事前に審査があるものですから、その時点で何がしの質問なども出たと思えますし、また調べる期間もあったような気がいたします。

それから、当日書類がちゃんとそろっていないにもかかわらず、やっぱり受け付けなければならないということの何か不思議さが私にはありますので、そういうことを阻止するためのものを境町でつくることはできないのでしょうか。

○議長（木村信一君） 鈴木孝君。

○総務課長（鈴木 孝君） 日本国憲法と公職選挙法で大きなその権利については定められております。立候補する権利を選挙管理委員会、選挙長、それから開票管理者、いずれも制限することはできないという、そのような解釈になっております。そういうことでよろしいでしょうか。

それから、例えば説明会以降時間があつたから調査はできたらうということでございますけれども、確かに選挙管理委員会として実態的な調査させていただきました。しかしながら、立候補は受け付けざるを得ないという、そういう法の解釈でございますので、投票が完了するまでの間は調査結果を公表することは一切できません。したがって、職権で抹消するということは公示することになりますので、それもできないということです。全く法令の解釈どおりいきますと、言葉は悪いですが、例えば境町の条例で決めるということについても、これは個人の権利を侵害することになりますから、憲法に抵

触する、あるいは公職選挙法に抵触すると、そういったことになりますので、不可能であると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではないけれども、本当に憲法に抵触するのでしたら、条例も規則もできないということのようですから、そのようなことの今後ないように祈りたいと思っております。

はい、結構です。

○議長（木村信一君） 続いて、質問事項3の中央公民館は多く利用されているにもかかわらず、和式トイレになっている。洋式にできないのかについて答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 青木繁明君登壇〕

○教育次長（青木繁明君） それでは、施設利用についてのご質問にお答えいたします。

中央公民館は多く利用されているにもかかわらず、和式トイレとなっている。洋式にできないかではありますが、中央公民館は昭和59年7月に竣工しております。当時はほとんどの施設で和式トイレが設置をされてきました。公民館も身障者用トイレを含み4カ所のトイレがありますが、身障者用のトイレ1カ所が洋式で、その他3カ所、男女16の便器のすべてが和式となっております。現在では多くの施設で洋式になっているところから、施設の構造等も考慮して検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 今、答弁のとおりを検討していただければありがたいと思っております。多分地域活性化の国からの支援というのですか、生活対策の臨時交付金とか、いろいろあると思うのですけれども、そんなものの中で活用してやっていただければありがたいなと思っております。

それから、もう一つ、そうですね。これはちょっとまた話が違ってきてしまうかもしれないのですが、公民館が出たついでにお伺いしたいのですが、公民館のその時間が6時までとなっているようなのですが、やっぱりお勤めしている方にとっては、その6時までだとちょっと利用できないということもあるようなので、せめて30分ほど延長できないかなという声がありましたので、ぜひそのようなこと検討できないかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（木村信一君） 教育次長。

○教育次長（青木繁明君） 6時までというのは、図書館ですよね。ほかの施設につきましては、9時ということになっております。図書館につきましては、10時から6時までというふうな規定で運営をさせていただいております。このあたりもちょっと現状等把握しまして、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

○9番（内海和子君） よろしいです。お願いします。

○議長（木村信一君） 続いて、質問事項4の答弁を求めます。

答弁者、民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） 続きまして、答弁をさせていただきます。

健診申し込みについてのご質問にお答えいたします。過日行われました人間ドックの申し込みは多数で、数時間待たされて、結局受けられなかった住民が多くいたということで、もっと合理的な受け付け方法はなかったのかということでございますけれども、当町の国民健康保険では、被保険者の皆様の健康管理と疾病の早期発見・早期治療を目的といたしまして、昨年まで人間ドック受診対象者を、当該年度に40歳・45歳・55歳・60歳に達する方に対しまして、助成事業を実施してまいりました。

特に今年度は国保の財政が大変厳しい中でも、より多くの方に受診していただけるように対象者を拡大し、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、人間ドック50名に対しまして、2万円の補助、脳ドックまたは人間ドックプラス脳ドック100名に対しまして2万5,000円の補助、合計で補助額が全体の350万円の予算計上して、150名の募集をいたしました。

また、本年度の受け付けにおきまして、多数の住民の申し込みがあったため、内海議員さんを初め申し込みができなかった皆様に対しまして、大変ご迷惑をおかけし、おわびを申し上げたいと思います。

内海議員さんご指摘の数時間待たされ、受け付けができなかった住民が多数いたため、もっと合理的にできないかとのことですが、来年度からの申し込みにつきましては、人間ドックの受け入れる病院が西南医療センター、筑波記念病院、友愛記念病院、古河赤十字病院、ホスピタル坂東の5つの病院に依頼しておりまして、そのうち茨城西南医療センター病院の受け入れの制限及び補助金が2段階に設定されているため、受け付けがどうしても複雑になっていると考えております。この問題を来年度の受け付けがスムーズにできるように、受け付けをご指摘のございましたように、3系列にするなど検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 受け付けの方法がやっぱり最初に何か整理券をいただいて、それでなおかつ受け付けということだったものですから、何かそこら辺のやり方が初めから3種類分けて受け付けするのでしたら、もっと合理的だったかなと思います。

それから、申しわけないのですが、係が五、六人いたと思うのですよ。結構大勢の職員がいたにもかかわらず、そういうことなのかなということで、申しわけないのですけれども、もう少し何か親切なやり方をしていただきたいなど、でも境町の方はおとなしいので、結構そう文句は言っていなかったと思うのですけれども、でも、やっぱりちゃんとしたその対応、親切な対応、なおかつわかりやすい対応というのですか、手続の方法というものをやっぱり考えていただきたいなと思っておりますので、これは住民にとっては本当に根本的なその行政のサービスの一つだと思うのですよ。やっぱり受け付けの段階でちゃんとした対応をしていただきたい。親切な対応をしていただきたいなと思っております。ただ、このごろは本当に皆さん親切だという声は何っておりますので、その辺は格段に進歩していると思うのですけれども、さらにやっぱり合理的で親切な受け付け方法あるいは手続の方法を考えていただけたらなと思います。それは事務方の方によろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁はよろしいですか。

○9番（内海和子君） 何かしていただけるのでしたら、お願いします。

○議長（木村信一君） 民生部長。

○民生部長（野口奏五君） ただいまご指摘のようなことがございまして、大変ご迷惑をおかけしました。全くそのとおりで、整理券の配布方法とか、そういったことに問題があったかと思えます。真摯に反省をいたしまして、改善をしていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（木村信一君） よろしいですか。

○9番（内海和子君） はい。

○議長（木村信一君） これで内海和子君の一般質問を終わります。